

基発第 0401009 号
平成 15 年 4 月 1 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第 4 条第 1
項第 4 号の規定に基づく厚生労働大臣の指定について

標記につき、平成 15 年 4 月 1 日をもって下記法人が、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 26 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する退職手当の保全措置を講ずることを要しない事業主として指定されたので、了知されたい。

記

日本郵政公社